**調達要求番号**： 4PDC1A00007

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">水戸地方合同庁舎自動ドア保守点検</td><td colspan="2">茨城地本―Ｂ２４Ａ００７</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和６年３月８日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊茨城地方協力本部</td></tr>
</table>

## 1　総則

### 1.1　適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）において実施する自動ドア保守点検について規定する。

### 1.2　参考文書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築保全業務共通仕様書（最新版）

## 2　機器の保守点検に関する業務

### 2.1　概要

**a)　実施場所**

水戸地方合同庁舎

住所：茨城県水戸市北見町１－１１

**b)　対象設備**

両引分式自動ドア２基（ナブコＤＳＮ－７５）

**c)　一般事項**

1)　本業務は本仕様及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全共通仕様書（最新版）」による。

2)　点検項目は別紙に記載された点検項目について実施するとともに、業務目的を達成するために必要と判断する点検を行う。

3)　点検回数は年２回とする。

4)　業務遂行に必要な器具工具等は契約相手方の負担とする。

### 2.2　仕様

**a)　保守業務に関する仕様**

作業に併せて、清掃、注油、調整及び消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は次のとおり。

1)　点検部の汚れ、つまり、異物の付着等がある部分の清掃。

2)　点検部の取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整。

3)　ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め

4)　消耗部品の交換又は補充。

5)　点検部の接触部分や回転部分についての補修

6)　軽微な損傷のある部分についての補修

7)　その他これらに類する軽微な作業で、業務目的を達成するために必要と判断する作業

**b)　メンテナンス**

本業務については次の消耗品及び消耗資材は契約相手方が負担するものとする。

ヒューズ、潤滑油、グリース等のオイル、各種ボルト、ねじ、ビス、ナット、タッチスイッチの電池、戸当たりゴム、下レールの振れ止め、ベルトワックス及びモーターギア

c)　**故障対応**

受注者は官側から故障等の連絡があった場合は、その都度速やかに技術員を派遣し正常な状態に復旧させるものとする。なお、この際必要となる前項 b)に該当する消耗品については、本役務に含むものとし、消耗品以外の交換等が必要用となった場合は官側と協議する。

## 3　その他

1)　作業完了後、官側へ速やかに点検結果報告書を提出すること。

2)　契約相手方は、契約後速やかに官側へ作業予定表を作成し提出すること。

## 4　仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

別紙

# 点　　検　　項　　目

| | | | |
|---|---|---|---|
| ドア・サッシ部 | ドアの傷 | 開き・ドア他 | トップセンタ及軸受け |
| | 異音 | | ストッパ締め付け |
| | ガイドレール内の異物 | | |
| | ドアと（無目、中間方立、枠、ガイドレール、床面）の隙間 | 電気回路 | 総合作動（通常開閉作動反転作動） |
| | 全閉時戸先隙間 | | 配線の支持、結続 |
| 懸架部 | ハンガレールの摩擦、締め付け | | 電源電圧（ＡＣ１００Ｖ） |
| | 吊り車の摩擦、締め付け | | 絶縁抵抗（ＤＣ５００Ｖ、１０ＭΩ以上） |
| | ストッパー締め付け | その他 | ステッカー |
| 動力部・作動部 | 異音 | | 故障連絡先ステッカー |
| | エンジンの締め付け | | 警告表示ラベル |
| | 駆動軸の変形摩擦 | | |
| | ベルト、チェーン、ワイヤの締め付け、張り、摩擦 | | |
| 制御装置 | 開閉速度 | | |
| | クッション作用 | | |
| | 開き保持時間 | | |
| | 制御器装置の締め付け | | |
| 検出装置部 | センサー検出範囲、感度 | | |
| | 補助センサー作動 | | |
| | | | |